

《観光文教委員会（令和元年5月20日）》

〈要旨〉

- ・ 一条高等学校学科再編について
- ・ 文化財保護法改正について
- ・ 世界遺産学習について
- ・ UD フォント（ユニバーサルデザインフォント）について
- ・ LL ブックの取組について
- ・ 児童生徒へのエビペンの使用について
- ・ いじめの対応について

〈会議録〉

◆林政行

新風政和会の林政行です。

まず、一条高等学校について伺います。

これまで一条高等学校にどのような課題が出てきているのか、教育委員会の調査や研究結果をもとに、教育政策課長、お聞かせください。

◎岡田宇司教育政策課長

林委員の御質問にお答えをいたします。

一条高等学校は、これまで時代の流れに即応した教育を実践してきており、平成30年度に生徒と保護者を対象に行った学校評価アンケートにおきましては、「一条高校に来てよかったか、行かせてよかったか」との問いに対しまして生徒の約90%が、また保護者の約96%が肯定的な回答をするなど、生徒・保護者からも高い評価をいただいている学校だと認識しております。

しかし一方で、今後ますます少子化が進行し、国立社会保障・人口問題研究所による奈良県の10歳から14歳の将来推計人口は、2030年には2020年の約84%、2040年には約70%に減少する見込みとなっております。

また、奈良県におきましては、令和2年度から県立高等学校適正化計画を順次実施し、高等学校の再編成とともに質の向上を図ろうとしております。そして、令和2年度から大学入試制度改革が実施され、学力を多面的・総合的に評価することに転換し、これまでと同様に各教科・科目での学習を通して知識、技能を十分に有しているかの評価を行いつつ、思考力、判断力、表現力を中心に評価を行うものとしており、記述式問題が出題されることになりま

す。

そうした動きに対しましてどのように対応し、一条高等学校を生徒や保護者から選ばれる、より魅力のある学校にしていくのかということが課題であると認識しております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

続いて、一条高等学校の魅力創出とありましたが、具体的に今後どのように取り組んでいくのか、また検討している施策がありましたら、教育政策課長、お聞かせください。

◎岡田宇司教育政策課長

お答えをいたします。

先ほどお答えしました背景等を踏まえまして、一条高等学校が奈良市唯一の高等学校としてこのまま何も変わらずにはいられないという危機感を持って、一条高等学校内での将来構想検討委員会や教育委員会事務局で学科再編等について議論を重ねてまいりました。

これまで一条高等学校の学科は、普通科、数理科学科、人文科学科、外国語科の4学科でしたが、令和2年度からは、そのうちの数理科学科と人文科学科の2学科を再編し、新たに普通科に科学探究コースを設けることにより、学科としては普通科と外国語科の2学科制にしようと考えております。

普通科におきましては、文系、理系に偏ることなく、バランスよく学ぶことができる教育課程を編成し、文理統合型の考える力を育成したいと考えております。

一方、外国語科につきましては、議論できる英語力をリードするとともに、国公立大学、私立大学及び海外大学を初め、理系を含めた多様な進学にも対応できるような教育課程を編成していく予定であります。

また、一条高等学校の教育の特色として、総合的な探究の時間を通してみずから課題を設定し、探究を深めるために人文、社会科学、芸術と数学、科学といった自然科学を関連づけて学習する一条高等学校独自のSTEM教育を学びの共通基盤として進めてまいりたいと考えております。そのためにも、先ほど教育長が答弁申し上げましたように、高等学校3年間だけの教育ではなく、6年間というスパンで一貫した教育を行う中高一貫教育の導入につきましても、具体的に検討を進めていく必要があると考えております。そして、大学入試改革に対応するためには、高校3年間の教育を通して知識や技能といった学びの基礎となる学力を身につけることはもとより、思考力、判断力、表現力といった力を身につけられるように、一条高等学校において教員の授業改善等を進めているところでございます。

今後につきましては、6月上旬をめぐりに新しい学科の内容や教育内容等について決定し、

中学生や保護者、中学校などに対しましてできるだけきめ細かく丁寧に説明をしてみたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

来年度からこれまであった4つの学科を普通科と外国語科の2つに再編されるということですが、1年を切ったこの時期の発表は在校生及び保護者、そして一条高等学校への入学を目指している受験生やその保護者などへの影響ははかり知れないものと考えます。教育委員会として、これらの不安や疑念が払拭される説明責任を果たす必要があります。それに加え、現場で働く先生や教育環境の新たな対応や体制を来年度までに整えられるのか、現時点で多くの疑問が残っております。

文部科学省は普通科の細分化に向けて高校設置基準を見直す方針であり、自民党の教育再生実行本部の提言や政府の教育再生実行会議の提言においても、高校生のおよそ7割が通う普通科について、一斉的な画一的な学びは生徒の学習意欲に悪影響を及ぼしているとして見直しが必要だとしています。その上で、学校ごとに特色ある教育ができるよう国が学習の方向性を類型化して示し、類型化の例としては、グローバルに活躍するリーダーの育成、サイエンスとテクノロジー分野での技能の育成、地域課題の解決を通じた探究的な学びの重視、みずからのキャリアを描く力の育成の4つを挙げています。

また、次世代の学校の指導体制について、ICTの環境を整備して、児童・生徒一人一人の学習状況などを集積し、個別の状況に応じた学習活動が展開されるようにすべきだとしています。これらの提言を受け、中央教育審議会は具体的な類型をまとめ、基準を改正し、新たな普通科の教育課程や教科書、教員のあり方を検討し、文部科学省へ答申が出されます。これらの整合性をどのように図っていくかも大きなポイントになります。

今後について、教育委員会は6月上旬をめどに新しい学科の内容や教育内容などについて決定し、中学生や保護者、中学校などに対してできるだけきめ細かく丁寧に説明していきたいとのことでありますので、その行動などを注視し、改めて判断させていただきます。ありがとうございます。

次に、先ほども報告のあった奈良市指定文化財に関連した質問をさせていただきたいと思っております。

平成31年3月26日、奈良市教育委員会は、長尾神社能舞台と唐草文三足双耳香炉を新たに奈良市指定文化財に指定しました。

今後、奈良市指定文化財はどのような方針で動いていくのか確認などを含めて、まず文化財課長をお願いします。

文化財保護法が平成30年6月に改正され、平成31年4月に施行されました。文化財の

保護は、この法律の第1条に明記されているとおり、保存と活用の両輪から成り、過去の人々の営みを伝える文化財についてはその価値を保存し、将来に守り伝えるとともに、その公開などの活用によりその価値を広く社会に生かすことが求められ、今般の法改正でこれまでの保存重視から活用重視にシフトする方向になっています。

そこで、文化財の計画的活用と地方の文化財行政の強化を図る目的で市町村に求めている地域計画策定について伺います。

市町村の文化財行政を見ても、例えば歴史文化のまちなど、標語でまちの個性を標榜することや、また総合計画などの行政計画に書き込まれていたとしても、歴史文化のまちの基盤となる文化財を保全し、継承するための具体的な計画が策定され、目的に向かって取り組んでいるところは少ないようです。そのことから、今回地域計画の策定には、未指定を含む市町村内の文化財総体の把握と継承について品質の維持を図りつつ、持続的・計画的に進めることを可能とする初めての法的仕組みとなっています。

法的に策定義務が生じるわけではありませんが、運用の中で計画を持たないものについては、補助金などでの取り扱いの差が生じる可能性は制度の趣旨からしても高いと予測すべきであり、奈良市においても計画策定は必至であると考えますが、教育委員会の考えを、文化財課長、お聞かせください。

◎松浦五輪美文化財課長

林委員の御質問にお答えします。

文化財保存活用地域計画につきましては、法による策定義務があるものではありませんけれども、地域の文化財を総合的に保存活用していく上で有効な手段の一つと考えているところであります。また、この地域計画を前提とした国の補助事業が想定されることも認識しております。

この計画は、県が策定する文化財保存活用大綱を反映して作成することとされているものでありまして、奈良県では本年度にこの大綱の策定を計画しているところであります。

本市では、これまでも奈良市第4次総合計画に基本施策として文化遺産の保護と継承を掲げておりまして、保存と活用のために継続的な文化財調査をし、未指定の文化財の文化財指定などを行っているところであります。

地域計画につきましては、今後の検討課題と考え、これからも関係機関と連携しながら適切な保存と活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

◆林政行

ありがとうございます。

続いて、地域計画の策定については今後の検討課題とのことでありますが、今回の法改正

の趣旨から見ても文化財専門職の増員が望まれるところであります。

文化遺産の保護と継承を持続的かつ計画的に進めるためには、文化財専門職員または埋蔵文化財専門職員数はどれくらい必要なのか、文化財課長、お聞かせください。

◎松浦五輪美文化財課長

お答えします。

先ほどの地域計画策定に必要な体制ということになりますと、文化庁、奈良県を初めとする諸機関とのさまざまな調整や作業を行っていくこととなります。市内部におきましても、部局を超えた協力体制が不可欠であると考えております。

このため、この業務に専従する相応の人員が必要であり、また文化財専門職のみならず、観光や都市計画にかかわる職員の参画も必要であると考えております。

◆林政行

ありがとうございます。

地域文化財の総合的な保存活用を図るための文化財保存活用地域計画は、国の計画認定により、国の登録文化財にすべき物件の提案や現状変更などの国の権限を一部委任することができます。私はこの点は非常に重要なことと考えており、今後関係機関と連携しながら適切な保存活用を進めていく上で、奈良市はその壁に必ず直面すると考えますので、市民の利益からも文化財保存活用地域計画を策定すべきではないかと考えます。

ただ、文化財保存活用地域計画を策定するには現時点でも専門の職員数が足りていない状況でありますので、策定に取りかかった場合には人員の確保が必要であるということは答弁で確認できましたので、その際は必要な人員配置をお願いします。

そして、文化財が多数ある奈良市特有の状況、また奈良市の厳しい財政状況を鑑みると、補助金などをうまく活用することが大切であり、効果的な文化財の保存活用が求められます。実際に文化財保護法の改正などを踏まえ、各地域における文化財のより積極的な保存活用を促進するため、平成30年度より文化財の保存活用に要する経費に対する地方財源措置が拡充されているとも聞き及んでいます。それらを活用した場合と活用できない場合では、どの程度奈良市の財政に影響があるのか精査するよう要望します。

続いて、改正法には7項目の附帯決議が可決されており、その中の一つに文化財の保存と活用の均衡があります。文化財の活用とは、専門家以外の人々が文化財に親しみ、その価値を知る機会である。それを進めることは国民が全国各地の豊かな歴史と文化を知ることとなり、それが海外の人々にも理解されることにつながる。活用の重要性はここであると言われております。しかし、活用をどしどしやればよいというものではなく、文化財の保存を確保できる範囲で活用することが社会通念となっているようです。

そこで、教育委員会として保存と活用の均衡をどうしていくべきと考えているのか、文化財課長、お聞かせください。

◎松浦五輪美文化財課長

お答えします。

保存と活用の均衡についてでございますが、法改正に当たっての国会の附帯決議におきましても、委員お述べのように文化財の保存と活用の均衡が求められております。保存と活用は、文化財保護にとって車の両輪であるということも認識しておるところでございます。これまで保存に重きが置かれていた保護体制が活用へスライドしている状況は、文化財保護法改正の趣旨にも沿うものと考えております。

ただし、この活用は文化財がしっかりと守られていることが大前提であり、文化財保護行政におきましては、そのバランスをしっかりと保つことが必要であると考えております。

◆林政行

ありがとうございます。

私も活用をやみくもにやればよいとは考えておらず、文化財の活用はその保存を確保できる範囲で行うべきと考えます。

例えば絵画の場合、公開することは光や温湿度の変化により劣化を招くため、その公開は保存環境が適切な博物館などの施設において一定期間に限る必要があります。文化財においても同様の措置が必要です。文化財を目的に多くの観光客も訪れ、にぎわいは創出されますが、一方で、歴史的建物の床などの摩耗や損壊、歴史的な町並みを支える地域住民の生活がままならないことなども絶対に起こしてはなりません。

また、活用だけが必要以上に求められ、現在保存されているものの活用だけにウエートが置かれるようなことはあってはならず、文化財を活用する前提となる保存を確保するまでの専門家による多くの調査や研究がおろそかにならない仕組みづくりも重要です。その他、地域づくりや観光政策に積極的に文化財を活用しようとする、文化財の所管である教育委員会の許可などの手続や、市長部局と教育委員会の組織が異なることから行政内部の調整に時間を要したり、期待する効果があらわれないことが懸念されます。

そこで、文化財を積極的に地域づくりに活用したい自治体にとっては、補助執行による文化財実務を行えることは大きな魅力と考えますが、今後文化財を地域づくりや観光政策に積極的に活用するべく、どのように進めていくお考えなのか、また文化財行政を市長部局へ移管する考えがあるのかどうかも含めて、西谷副市長、お聞かせください。

◎西谷忠雄副市長

文化財保護行政について担当部局をどのようにするかということでございますけれども、今回の法改正は、少子高齢化・過疎化の進行などを背景とした地域の文化財の本質という課題に対し、官民を問わず地域が一体となって文化財を保護、活用し、継承していくという体制ができるようにしたものであり、文化財保護行政を市長部局で担うことができるようにするものであります。

本市の文化財保護行政につきましては、教育委員会が主体となり、市長部局の各部局とともに連携協力しながら観光振興やまちづくりと一体となって取り組みを進めてきたところでございます。今後におきましてもその体制を強め、より効果的な保存と活用を進めてまいりたいと考えております。

◆林政行

副市長、ありがとうございました。

文化財保護法により有形無形の文化財について体系的な施策が講じられ、所有者らの尽力により文化財保護の成果が上げられてきました。一方で、近年文化財を育み支えてきた地域の変化により、豊かな伝統や文化財の継承が困難となってきています。

今後、文化財を適切に継承していくためには、地域がみずからの文化財を再認識するとともに、地域社会にかかわるあらゆる主体が参画し、地域の文化財の保護を担っていくことや、経済振興の核として未来へ継承する方策が必要です。また、地方自治体における文化財保護の所管は大半が教育委員会となっておりますが、各自治体の判断で市長部局への移管を要望する声も上がっています。

市長部局が担当する場合には、文化財に関してすぐれた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を必ず置くこととされていますので、この審議会において保存と活用の均衡がきちんと議論されることを期待するとともに、文化財行政全体の一体性や景観、まちづくり、観光事業との連携、文化財の保護、活用に関する事務事業を一層充実させるためには、文化財行政は市長部局でいいのか、教育委員会でいいのか再度検討いただくことを強く要望します。

次に、奈良市立学校は世界遺産学習を行っています。世界遺産学習を行うに至った経緯と目的、また世界遺産学習を通じて子供たちに何を得てもらおうとしているのか、そしてこれまでに子供たちからどのような声があり、学習の成果・効果がどのようにあらわれているのかを、学校教育課長、お聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

林委員の御質問にお答えいたします。

本市には、古都奈良の文化財として世界遺産に登録されている資産群を初め、悠久の歴史を経て今に受け継がれてきた多くの文化財や豊かな自然がございます。

世界遺産学習を学ぶことで奈良の歴史や文化、自然、またそれらを守り伝えてきた人々の思いや営みを知り、子供たちが自分の生まれ育った地域への誇りを持ち、みずからのアイデンティティーにしてほしいとの思いで進めております。

現状といたしましては、各学校がカリキュラムの中で世界遺産学習を行えるよう学年ごとにモデルとなる授業案を示し、生活科や総合的な学習の時間に単元として位置づけ取り組んでおります。また、全ての小学校5年生を対象に、教育委員会が作成した世界遺産学習の副読本「奈良大好き世界遺産学習」を配付するとともに、ボランティアガイドの方と一緒に奈良市にある世界遺産や奈良国立博物館などをめぐる現地学習を行っております。

現地学習後の児童アンケートでは、「今回行った以外の世界遺産にも行ってみたいか」や「学習したことをほかの人に伝えたいと思うか」という質問に対して、8割以上の児童が「そう思う」と回答しております。アンケートの自由記述欄には、「仏像の手や表情によって意味があることを知りました。古くから伝わる行事にも昔の人の思いが伝わってきました。」「奈良のことをもっともっと知ろうと思いました。私は奈良に興味はなかったのですが、実際に行ったら興味が湧きました。」などの感想が書かれております。

こうしたことから、世界遺産学習は、子供の興味、関心を高めるとともに、学んだことを伝えようとする意欲を高めることにも効果を上げていると考えられます。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございました。

続いて、世界遺産学習のウェブサイト「もっと奈良っちゃん」がありますが、教育委員会としてどのような思いのもと作成、掲載するに至ったのか、学校教育課長、お聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

お答えをいたします。

世界遺産学習のウェブサイト「もっと奈良っちゃん」は、奈良市が行っている世界遺産学習の取り組みを多くの人々に広く知ってもらうとともに、子供たちの学びを一層深めるための教材として平成26年度に教育委員会において作成したものでございます。また、修学旅行等で奈良市を訪れる人々に対して奈良の魅力を発信することにも活用しております。

このウェブサイトは、市教委が作成している世界遺産学習の副読本「奈良大好き世界遺産学習」をデジタル化したものであり、現地学習に行く前の学習や現地学習後のまとめの学習

で活用できる内容となっております。また、奈良の歴史や世界遺産についての情報、教員が活用できる指導案、子供たちが学習内容をまとめ、発表する際に活用できる教材なども掲載しております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

「奈良は世界に誇るすばらしい文化都市です。子供たちには胸を張って奈良出身であること、奈良に住んでいることを自慢してもらいたい。」、この言葉は、奈良が大好きで関東から奈良市に移住され、現在は多くの方々に奈良の魅力を伝える活動をされておられる方の言葉であります。奈良市の世界遺産学習とウェブサイト「もっと奈良っちゃん」の答弁を伺い、まさにその言葉の一翼を担っていると思います。だからこそ現状に満足せず、子供たちによりよい世界遺産学習を提供すべく、常に見直しを行っていただくことを要望します。

続いて、世界遺産学習にはいろいろな方々の子供たちへの思いが詰まっています。そのような環境もある中で、世界遺産学習のウェブサイト「もっと奈良っちゃん」において、薬師寺の仏像写真が間違っているとの情報提供が市民からあったと聞いています。

そのことを受けて、どのように対応されたのか、今後の対応も含めて、学校教育課長、お聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

お答えをいたします。

世界遺産学習のウェブサイトの写真につきましては、委員お述べのとおり、市民の方から写真の誤りがあるとの御指摘がございました。

作成に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、副読本「奈良大好き世界遺産学習」の内容をベースにデジタル化しております。使用している写真につきましては、関係各所からの写真の使用許可をとり、加えて、掲載されている各寺社に対しましては、該当するサイトの仕上がりイメージを添付し、写真掲載の許可申請を行い、全ての寺社から写真掲載の許可をいただいております。

誤りがあるとの御指摘のあった仏像写真につきましては、写真を選択する際、確認が不十分であったことに原因がございました。今後はこのような内容をウェブサイト等に掲載する際は、掲載予定の寺社等に写真及び内容について確認をお願いするとともに、教育委員会内においても関係各課に協力依頼し、誤りのないよう努めてまいります。

現在はこのウェブサイトの全てのページの内容及び写真について見直し、御指摘のあった写真の差し替えなどを行い、サイトを再開しております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

先ほども伝えたように、世界遺産学習にはいろいろな方々の子供たちへの思いが詰まっているものであるからこそ、また教育委員会は奈良市という看板を背負っているからこそ、この件に対する怒りや落胆の声を聞いております。

しかし、これは奈良市教育委員会に対する多くの方々の期待の裏返しでもあります。一旦失った信頼はすぐには戻りませんが、市民からの指摘後の一連の対応は素早いものでありましたし、世界遺産学習で失った信頼は、世界遺産学習でしか返せないと思いますので、先ほど要望した子供たちによりよい世界遺産学習の提供をお願いします。

世界遺産学習について今後実施を予定していることがあるのか、また実施する場合、どのような目的や思いで実施されようと考えているのか、学校教育課長、お聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

お答えをいたします。

世界遺産学習につきましては、本市で取り組んでいる実践を全国に広めたいという思いから平成21年に連絡協議会を立ち上げ、毎年全国サミットを開催してまいりました。第1回から第5回まで奈良市で開催し、その後、大牟田市、平泉町、大田市、宗像市と全国各地で開催されてまいりました。

今年度は第10回目となる記念大会として奈良市で開催する予定でございます。第10回となる今回は、市内各学校での取り組みを発信するとともに、全国で取り組んでいる自治体や学校関係者との交流の場にしたいと考えております。市民の皆様にも多数御参加いただけるような内容となるよう準備を進め、詳細が決定次第、広報してまいります。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

奈良市で開催される全国サミットも、単なる市内各学校での取り組み発信や全国で取り組んでいる自治体や学校関係者との交流で終わらせるのではなく、それらを通して世界遺産学習のことにプラスアルファして、奈良市の魅力などを皆様を感じ取っていただくようなサミットにしていただければと思っております。

次に、ユニバーサルデザインフォントについて伺います。

ユニバーサルデザインフォント、いわゆるUDフォントは、全ての人が読みやすいフォントとして開発され、各地で普及が進んでいると聞いておりますが、奈良市立学校において導入や採用はどのような状況なのか、学校教育課長、お聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

林委員の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成29年度末に教職員及び児童・生徒が使用するパソコンの入れかえを行っております。その際にユニバーサルデザインフォントは導入されており、現在使用できる状況でございます。

委員お述べのとおり、ユニバーサルデザインフォントは、全ての人が読みやすいフォントとして開発されたものでございます。主な特徴といたしましては、筆運びの向きや点、払い、画数などが学習指導要領に沿っており、かつ太さの強弱を抑えて見やすいことがございます。そのため、視知覚に課題のある子供たちへの配慮ができます。

平成30年度4月に、学校教育課より奈良市立学校にユニバーサルデザインフォントの利便性や利用の促進を通知しており、現在も引き続き積極的な活用を促しているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

UDフォントについては、教育委員会としても有用性があるとのことで、現場で使用されている先生もおられる状況でもあります。

現在使用できる状況も整い、あとの作業はUDフォントを選択すれば、以後は手間もかからないことでありますし、大前提として全ての人が読みやすいフォントでありますので、積極的な活用を促すだけでなく、各学校に使用を義務づける踏み込んだ対応をしていただくよう要望します。

ユニバーサルデザインの視点として、昨年9月、観光文教分科会においてLLブックについて伺いました。その際、図書館としてLLブックの収集、LLブックに関する職員の意識の向上、PRにも努め、利用者拡大を図りたいと考えるとの答弁をされておりますが、その後の対応について、中央図書館長、お聞かせください。

◎奥田喜隆中央図書館長

林委員の御質問にお答えをいたします。

ＬＬブックの収集状況についてでございますが、図書館では高齢者や障害のある方への情報提供において生じる障壁をより少なくするために、誰もが楽しめるように工夫された易しくてわかりやすいＬＬブックも継続的に購入しております。

ＬＬブックのタイトルの図書は約 60 タイトルありますが、絶版、非買も多く、購入できる図書は少ないところではありますが、順次収集を進め、蔵書の本数は現在 12 タイトルにふやしております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

図書館においては、ＬＬブックの取り組みをさらに進めていただきありがとうございます。

これは改めてになりますが、平成 28 年 11 月文部科学省は、全国の教育委員会に通知した学校図書館ガイドラインの中で、発達障害を含む障害のある児童・生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童・生徒の自立や、社会参画に向けた主体的な取り組みを支援する観点から、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたさまざまな形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましいとして、学校図書館へのＬＬブックの配備を推奨しています。奈良市の学校図書室へのＬＬブックの配備、これは絶対必要なことでありますので、改めて要望させていただきます。

次に、児童・生徒へのエピペンの使用について伺います。

意外と知られていないのがアナフィラキシー――重篤な全身のアレルギー反応です。極めて短時間で血圧の低下や意識障害などを引き起こし、場合によっては生命を脅かす危険な状態になることがあります。このような生命に危険な状態をアナフィラキシーショックといいます。

アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療薬アドレナリン自己注射薬エピペンがあります。アナフィラキシーショックが起きると、患者さんが携帯している補助治療薬で即時に対応されることもあります。自身で対応できない場合は、学校の教職員などが人命救助のために注射することも生じてきます。それらの対応を可能とするため、養護教諭だけでなく、全教職員がアドレナリン自己注射薬エピペンの使用ができるよう講義などを年 1 回以上実行すべきと考えますが、奈良市の各学校における状況を、保健給食課長、お聞かせください。

◎野口博央保健給食課長

林委員の御質問にお答えいたします。

児童・生徒へのエピペンの使用についての問いでございます。

アレルギー症状の対応といたしまして、緊急時、児童・生徒の生死にかかわることもあるため、全教職員がエピペンを使用できることはとても重要であると認識しております。アナフィラキシーの進行は速く、アドレナリン等の投与を含めて迅速な行動が要求されます。特に呼吸器に症状がある場合や意識消失などがある場合はアドレナリン自己注射エピペンが第一の選択となります。

このことから、本市では平成 25 年度に全学校教職員や学校関係者を対象に食物アレルギーのその症状と対応についてとエピペンの打ち方実習を実施いたしました。また、平成 26 年度には全教職員を対象に前年同様の研修会を実施し、延べ 1,438 人が受講いたしました。平成 27 年度からは対象を初任者教員として毎年実習も含めた研修会を実施することで、全教職員がエピペンを使用できるように指導しているところでございます。

奈良県教育委員会でも年 1 回、奈良県下の教員及び市町村教育委員会関係者を対象にアレルギー研修を実施しており、本市としましても、今後も引き続き研修会を実施することを考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

なぜエピペンを持ち歩くのかということ、アナフィラキシーショックが起きたとき、亡くなる可能性があるほど治療は一刻を争うためです。その一刻を争うときに、現在の研修体制で教職員の全員がエピペンをちゅうちょなく打てることができるのか。また、教育委員会の皆さんも学校に訪れる機会があると思いますが、皆さん自身もエピペンの使い方をしっかりと認識しているのか。他の自治体の小学校では、養護教諭の先生がほかの先生にエピペンの使い方を年 1 回講義しているそうです。これは命にかかわることです。エピペンの使い方の徹底を強く要望します。

また、食物アレルギーを抱えている児童などを全教職員が情報共有する児童理解の研修が 5 月に実施されていると聞いております。ある学校では、1 人の先生が問題をしっかりと共有するためには、児童の顔写真を見ながらでないとう理解の共有にならないと提案し、先生方に理解を求め、1 人 1 台用意された校務用パソコンで児童の春先に撮った写真などを見ながら食物アレルギーを抱えた児童が誰なのかなど、理解の共有を図っています。すばらしい取り組みだと思いますので、全ての学校に広げていただくよう要望します。

次に、これまで教育委員会として奈良市いじめ防止基本方針の策定や S T O P i + など、いじめの防止対策を行っておりますが、教育委員会のいじめに対する思いがしっかりと学校現場に届いているかの一つの指標として、各学校からのいじめの認知件数の報告が挙げられます。

昨年11月の観光文教委員会において、平成30年10月末現在、いじめの認知件数はゼロまたは少ない学校があり、そのような学校にはキャッチできていない事案があると考えられることから、指導主事と学校支援コーディネーターが繰り返し学校訪問を行い、積極的認知の必要性を説明し、いじめアンケートの再確認をすることなどを指導している。また、平成30年3月26日で文部科学省よりいじめを正確に認知することと、いじめの認知件数がゼロの学校については、各学校が児童・生徒や保護者に公表するという内容の通知が出されたので、それを受けて市教委としては、平成30年度終了時点でいじめの認知件数がゼロの学校は児童・生徒や保護者に公表し、検証するよう指示していると答弁をいただいています。

そこで、平成30年度が終了しましたので、結果と、ゼロの学校がある場合には、検証の進捗状況について、いじめ防止生徒指導課長、お聞かせください。

◎久保田浩司いじめ防止生徒指導課長

失礼いたします。林委員の御質問にお答えいたします。

奈良市立学校におきまして、平成30年度にいじめの認知件数がゼロの学校は2校でございました。

この2校は、いずれも児童・生徒数が極めて少ない小規模校ではございますが、いじめの認知件数がゼロであるということについては、PTA総会等保護者が集まる機会に公表をし、気づいたことがあればいつでも御相談くださいと保護者に対しても相談や情報提供を促しているところでございます。いじめ防止生徒指導課が学校訪問を行い、確認いたしましたところ、当該の学校では全校生徒を対象とした定期的な個人面談以外にも日常的に気になった児童・生徒と積極的に面談する機会を持つなどして、いじめの早期発見と未然防止に努めていることを確認しております。また、生徒会の活動として、いじめについて主体的に考え合う機会や全校生徒が交流する機会を積極的に設けるなど、未然防止につながる取り組みも行われております。

今後、学校が地域や学校の実情に応じた効果的ないじめ対策に取り組むとともに、積極的ないじめ認知と組織的対応に努めてまいりますよう、全ての市立学校に対して指導・支援してまいります。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

今回はいじめの認知件数がゼロの学校の状況を伺いましたが、ゼロではないが、ほかの学校と比べるといじめの認知件数が少ない学校があるかと思います。そのような学校に対しても教育委員会としてゼロの学校と同様の対応をとっていただくようお願いいたします。

その結果、いじめ認知件数が少ないのは、その学校がいじめに対する取り組みがほかの学校と比べてすぐれていることが理由である場合もあると思います。その場合には、ほかの学校へその取り組みを伝えるだけでなく、ほかの学校でも実践していただくようお願いします。

もう1問用意していましたが、ここで終わらせてもらいます。ありがとうございました。